

部会 課題検討会	「権限移譲受入体制の検討」課題 検討会	【静岡県行政経営研究会】	
		担当	市町行財政課
<p>○市町の個性あるまちづくりに向けた、住民の利便性の向上や、市町の施策推進に資する、より質の高い権限移譲を推進するための「ふじのくに権限移譲推進計画(第3期)」を策定</p> <p>○権限移譲事務に対する県から市町への支援体制の強化・改善を実施</p> <p>○権限移譲先の市町に交付する事務交付金の算定について市町の意見に基づき見直しを実施</p> <p>○「権限移譲事務の質の向上」を図るため PDCA サイクルを確立</p> <p>■全市町に対し権限移譲に関する意見を聴取して計画案を作成、全市町が参画する権限移譲推進協議会及び課題検討会において、その内容を協議した。移譲事務について、市町の意向を十分に踏まえて調整した。</p> <p>■全市町に対し既に権限移譲した事務について、県の支援が必要と感じるものについて意見を聴取し、対応方針を県担当部局で検討の上、市町に提示している。</p> <p>■市町に権限移譲した事務の県交付金が適正かどうかについて、市町に意見聴取し、県担当部局で精査の上、見直しを実施している。</p> <p>■住民サービスの向上や市町の自主性・自立性の向上につながる「権限移譲の質の向上」を図るため、県・市町が連携して計画の不断の見直しを行い、市町が権限を受け入れやすい環境を整備するPDCAサイクルを確立した。</p>			

取組の背景（課題認識等）

【現 状】

権限移譲事務の市町における効率的な執行

- 国の法令による権限移譲に加え、本県では計画に基づく権限移譲を積極的に推進し、「権限移譲法律数 全国一」を13年連続で継続している。
(H29.4.1現在 125法律)
- その一方で、市町を対象に実施した調査において、“事務処理件数が少ない事務の移譲を受けた場合は、ノウハウの蓄積ができず、適切な事務執行に難がある”との意向が示された。

【課 題】

- 市町における受入体制の整備(適切な執行体制や専門性の確保等)
- 市町に対する県の支援体制の拡充

検討体制

構成	市町	35 市町(23 市 12 町)	その他	○県・市町権限移譲推進協議会との連携による体制整備及び権限移譲の推進
	県	市町行財政課ほか		
検討期間	平成 28 年度～平成 29 年度			

取組の概要

【県・市町権限移譲推進協議会・

行政経営研究会課題検討会合同会議の様子】

【行政経営研究会課題検討会の様子】



【検討の経過】

<平成 28 年度>

- 権限移譲に関する市町意向調査(計2回)
- 県・市町権限移譲推進協議会・行政経営研究会課題検討会合同会議(計2回)
- 行政経営研究会課題検討会(第2回)
- 課題検討会分科会:NPO 法人認証事務の共同処理の検討(計5回)
- 課題検討会分科会:保安関係法令の共同処理の検討(計2回)
- 課題検討会分科会:事務の返上の検討(計2回)

<平成 29 年度>

- 課題検討会分科会 : NPO 法人認証事務の共同処理の検討(東部地区、富地区、中東遠地区)
- 平成 30 年度以降の権限移譲に関する市町意向調査(H29.9)
- 平成 29 年度権限移譲事務の県の支援に関する市町意向調査(H29.10)

【検討内容】

■権限移譲推進計画の策定

検討項目	趣旨及び内容
「ふじのくに権限移譲推進計画(第3期)」策定	新たな権限移譲推進計画の策定に当たり、市町の権限移譲に関する意向調査や移譲事務の調整を実施

市町に対する権限移譲事務の実態調査



全市町参加の「**県・市町権限移譲推進協議会**」設置
・権限移譲の効果や課題について検討



課題の抽出

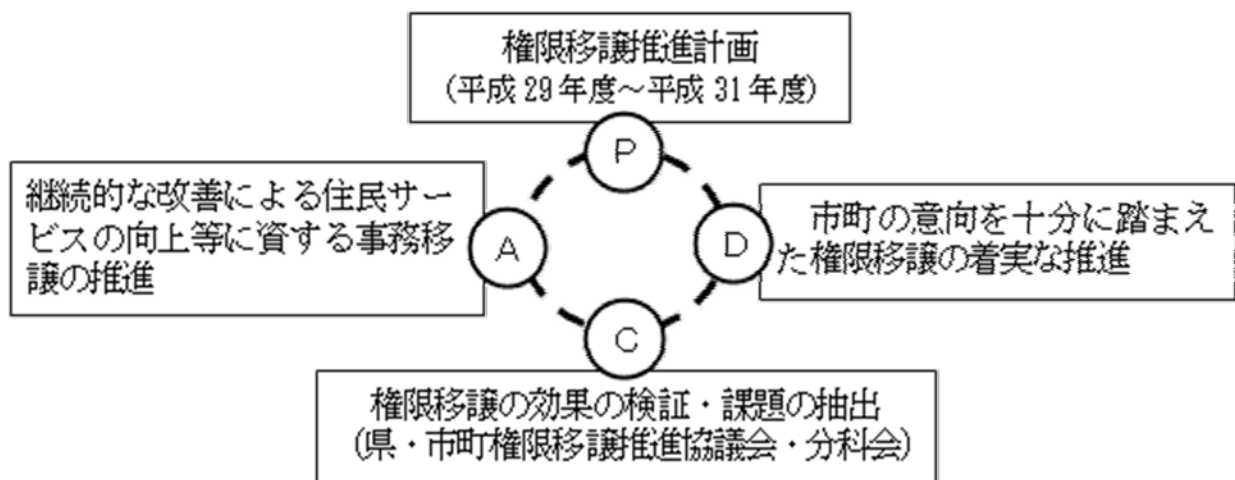
「**行政経営研究会課題検討会**」設置
・抽出された具体的な課題の解消に向けた取組の検討

■共同処理による事務権限の受入の検討

検討項目	趣旨及び内容
NPO法人認証事務の共同処理の検討	NPO法人認証事務について、県から権限移譲を受けて近隣中核都市に「事務の委託」等の手法を活用して共同処理ができないか検討
消防監査事務の共同化(連携)による対応	保安関係法令の事務について、消防の広域化の枠組の中で「事務の委託」等の手法を活用して共同処理できないか検討

■県から市町への支援体制の拡充(市町の意見の徴取)

検討項目	事務の内容	市町の意見
【説明会等の開催の充実】 (20市4町:20事務)	農地法の農地転用の許可事務 など	初任者研修だけでなく、複雑な事案にも対応できる専門研修の開催を希望
【随時の相談体制の強化】 (9市3町:10事務)	生活環境の保全等に関する条例に係る騒音・振動・悪臭の事務 など	専門的な知識が必要であり、職員の育成が困難であるので、随時相談できる体制整備を希望
【マニュアル整備等】 (10市3町:12事務)	工場立地法の特定工場の設置等の届出の受付	相談内容が多岐にわたり、県から提供されているQ&Aでは判断しかねることが多いため、内容の充実を希望
【財政措置】 (8市:6事務)	旅券法の一般旅券の受付・交付、記載事項の変更、査証欄の増補事務	現行の交付金の積算に当たっての事務処理時間等について、市町における実務に合った見直し(時間数の増、交付対象事務の追加)を希望
	動物愛護法の犬・猫等の死体収容事務	
	森林組合法の組合検査事務	
	文化財保護法の国指定文化財の現状変更の計画変更申請書の受付事務	
【事務の返上】 (2市:2事務)	自然公園法の特別地域内における行為の許可等に係る申請書の受付事務	複数市町に跨る申請書については、県が一括して受け付けることで申請者の負担軽減を図るべき
	森林法の保安林の伐採の許可・届出の受付事務	事務処理頻度が少なく専門性が確保できないため、県が一括して処理した方が効率的



各検討項目の成果と期待される効果

■権限移譲推進計画の策定

検討項目	検討事項・成果
<p>「ふじのくに 権限移譲推 進計画(第3 期)」策定</p>	<p>【計画の基本方針】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">地域自立を実現する「静岡型」権限移譲の推進 ～住民サービスの向上と市町の自主性・自立性の強化～</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 10px;"> <p>1 権限移譲の質の向上 市町の意向を十分に踏まえながら、市町の自由度の拡大や施策の推進、住民の利便性の向上に効果があると評価された権限移譲の横展開などにより、「権限移譲事務の質の向上」を図り、より一層の住民サービスの向上や市町行政の充実・強化を目指す。</p> <li style="margin-bottom: 10px;"> <p>2 市町間連携による移譲事務の処理 移譲効果が高い事務の広域連携による事務処理に向けた検討を市町と協働で進めていく。</p> <li style="margin-bottom: 10px;"> <p>3 市町の意向を踏まえた権限移譲の推進 権限移譲に当たっては、新たな移譲事務をはじめ、既に移譲している事務の円滑な処理を行うため、それぞれの事務に対する市町のニーズに応じ、研修会や随時の相談対応、マニュアルの整備などの県の支援体制の拡充を図るとともに、引き続き、権限移譲事務交付金による財源措置及び職員の派遣等の人的支援措置を講じていく。</p> <p>4 PDCAサイクルの確立 権限移譲の効果や課題を毎年度検証し、継続的な改善を図りながら、市町への権限移譲を推進していく。</p> <p style="margin-top: 20px;">市町が自らの政策立案、事業実施をより効果的に進め、住民の利便性向上を図ることができるよう、県・市町の協働により権限移譲を推進していくことを明記。</p> <p style="margin-top: 20px;"><円滑な移譲事務の執行に対する支援策の充実></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広域連携の取組に対する支援 2 県との連携強化による事務執行支援 3 財政措置 4 人的支援 5 権限移譲事務の検証

共同処理の検討

検討項目	検討事項・成果
<p>NPO法人認証事務の共同処理の検討</p>	<p>東部地区において、平成 27 年度から共同処理に向けた検討しており、今年度は全県的に地区を拡大して開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎東部地区…沼津市、裾野市、清水町、長泉町、小山町 ◎富士地区…富士市、富士宮市 ◎中東遠地区…掛川市、袋井市、菊川市、御前崎市、森町 ◎西部地区…浜松市、湖西市 <p>現在、東部地区では関係市町を交えた検討の結果、共同処理は行わないこととした。 その他の地区においてはワーキンググループを設置して検討を継続している。</p>
<p>消防監査事務の共同化(連携)による対応</p>	<p>【前提(現状)】 島田市、牧之原市、吉田町、川根本町は、県から権限移譲された保安三法の事務を静岡市に委託して処理している。</p> <p>平成 30 年度から、静岡市には、第5次一括法の施行等によって同法事務の更なる権限移譲がなされることとされており、事務の委託を活用した2市2町における同法の更なる権限移譲の推進の可能性について検討を行ったが、市町の意向を確認し、事務委託は行わないこととした。</p>

■ 県から市町への支援体制の拡充

検討項目		検討事項・成果
【説明会の充実】	「農地法」など21事務	(農地転用の許可事務) 市町の意見を踏まえた説明会の開催、マニュアル提供等の情報提供の充実
【随時の相談体制の強化】	「生活環境の保全等に関する条例」など10事務	相談支援の充実を図るとともに、新たに移譲する事務についても相談体制を整備
【マニュアル整備等】	「工場立地法」など12事務	市町の意見を踏まえた、マニュアルの作成及び充実
【人的支援】	「介護保険法」など3事務	市町からの要請に基づき、人事交流制度を活用した市町職員の受入れや、技術派遣制度による専門的知識を持った県職員の派遣等による支援の実施
【財政措置】	「旅券法」	(一般旅券の査証欄の増強事務) 県による事務処理時間の再積算及び他県の処理時間を踏まえ事務処理時間を追加
	「動物愛護法」	(犬・猫等の死体収容事務) 県による事務処理時間の再積算及び他県の処理時間を踏まえ移動時間を追加
	「森林組合法」	(請求・認定・随時・常例・子会社検査事務) 県が行う検査の実態に基づき、事前調整、事後指導の処分時間と、移動時間を追加
	「文化財保護法」	(国指定文化財の現状変更の計画変更申請書の受付事務) 当該事務を交付対象事務に追加
【事務の返上】	「自然公園法」	(特別地域内における行為の許可等に係る申請書の受付事務) 市町内の事業実施状況を把握できるメリットがあることから、引き続き市町で事務処理を行うことで合意
	「森林法」	(保安林の伐採の許可・届出の受付事務) 市町内の事業実施状況を把握できるメリットや市町権限である森林計画対象森林の伐採との窓口一体化による届出者の利便性の向上につながっていることから、引き続き市町で事務処理を行うことで合意

